



救急出動件数 48 件  
火災出動件数 0 件  
(2 月末日現在)

**福祉保健課** ☎ 47-5555 総合福祉センター  
窓口 7 番

**高額医療・高額介護合算制度のお知らせ**

医療保険や介護保険では、それぞれ 1 か月ごとの自己負担限度額を超えた部分を高額療養費や高額介護サービス費として支給していますが、さらに自己負担額を軽減するため、世帯内で医療と介護の両方を負担した場合に、1 年間の自己負担額（高額療養費や高額介護サービス費を差し引いた自己負担額）の合計額がこの制度の基準を超える場合、超えた分が申請により支給されます。

計算する期間は、平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までの 12 か月間となり、世帯全員が住民税非課税の場合は、基準額が低額に設定されます。

町の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方には、町から申請を勧奨するための通知をします。なお、計算期間中に世帯や医療保険に異動があった方には、通知がない場合がありますのでお問い合わせください。

○問合せ 福祉保健課医療給付係・介護保険係

**重度障がいのある方に日常生活用具を給付**

重度障がいのある方に対し、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具を給付しています。

原則として、各用具に定められた基準額の 1 割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

**補装具費の一部を支給**

身体障害者手帳をお持ちの方が義肢、装具、補聴器、車椅子、つえなどの補装具を購入または修理する場合に、対象となるその費用の一部を支給しています。

原則として、費用の 1 割を利用者が負担する

**くらしの**

こととなりますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

**障害福祉サービス利用を**

障害者総合支援法により、障がいを持った方が、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害福祉サービス」を実施しています。

この制度は、障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい）や年齢に関係なく共通のサービスを受けられます。

○サービス内容

身の回りや通院介助などの居宅介護支援・就労継続支援など

○利用者負担

原則 1 割の定率負担。ただし、所得に応じて上限額が決めます。また、施設サービス利用者は食費や光熱水費が利用者負担になります。

○申請

利用する場合は、障害支援区分の認定や支給決定を受けるため、あらかじめ町に申請を行ってください。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

**更生医療・育成医療の給付**

更生医療・育成医療とは、障がいを軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、指定医療機関でのみ受けられる特別な医療をいい、その際の保険診療による自己負担分の医療費を公費で補助します。

ただし、世帯の課税状況に応じて、費用の一部を負担していただきます。更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの 18 歳以上の方が対象となり、育成医療は、身体に障がいがあるか将来障がいを残すと認められる 18 歳未満の児童が対象となります。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

**伝言板**



**町民課**

☎ 47-2203

役場 1 階  
窓口 1 番

税の関係 ☎ 47-2193

**確定申告書の内容 もう一度確認を**

確定申告書を提出したあとで、計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあったり、確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。

税額を多く申告していたことに気付いたときは「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求めることができます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは「修正申告」をして、正しい税額に修正してください。

申告を忘れていたときは、速やかに確定申告をしてください。

○問合せ 北見税務署個人課税第 1 部門  
(☎ 23-7151)

**土地・家屋価格等帳簿の縦覧**

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。

**人の動き → 4,994 人 (-3)**

男 2,382 人 (-5) / 女 2,612 人 (+2)  
世帯数 2,104 世帯 (+7)

2 月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

平成 31 年 1 月 1 日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧しますので、ご確認ください。

○縦覧対象者

本町に固定資産を有する納税者（代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものが必要です）

○縦覧期間 4 月 1 日(月)～5 月 31 日(金)

(土・日曜・祝日は除きます)

8 時 45 分～17 時 30 分

○縦覧場所 町民課窓口

**夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ**

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に係するものに限り）も納付することができます。

○と き 4 月 10 日(水)・5 月 8 日(水)

17 時 30 分～20 時

○ところ 町民課窓口

**平成 31 年度自衛官募集**

自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所 (☎ 23-6826)

募 集 種 目	資 格	受 付 期 間	試 験 期 日 ( 1 次 )
幹 部 候 補 生 ( 一 次 試 験 )	一 般 22 歳以上 26 歳未満 (20 歳以上 22 歳未満は大卒 (見込含)、修士課程修了者など (見込含) は 28 歳未満)	～ 5 月 1 日(水)	5 月 11 日(土) 筆記試験 12 日(日) 飛行要員 (帯広・美幌・釧路)
	歯 科 医 師 専門の大卒 (見込含) 20 歳以上 30 歳未満 (薬剤師は 20 歳以上 28 歳未満)		5 月 11 日(土) (帯広)
一 般 曹 候 補 生 ( 一 次 試 験 )	1 8 歳 以 上 3 3 歳 未 満	～ 5 月 15 日(水)	5 月 25 日(土) (帯広・美幌・釧路)
自 衛 官 候 補 生 ( 男 女 )	1 8 歳 以 上 3 3 歳 未 満	～ 6 月 7 日(金)	6 月 8 日(土) (美幌・釧路) 9 日(日) (帯広)

